

無許可業者に対する処分・指導の考え方（概要）

1. 指示又は営業停止処分を行う場合

次のような不正行為については、建設業法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する「請負契約に関し著しく不誠実な行為」として、指示又は営業停止処分を行う。

- ・ 特定商取引に関する法律（特商法）の規定に違反し、同法に基づく指示処分、業務停止処分等を受けた場合
- ・ 請負契約の締結に関し、詐欺罪を含む刑法違反により刑に処せられた場合
- ・ 無許可で工事一件の請負代金の額が 500 万円以上（建築一式工事にあつては、請負代金の額が 1,500 万円以上又は延べ面積が 150 平方メートル以上の木造住宅工事）を請け負った場合
- ・ 施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた場合

2. 指導等を行う場合

指示又は営業停止処分を行うには至らないものの、建設業を営む者として不適切と認められる場合については、必要に応じ、建設業法第 41 条第 1 項に基づく指導等を行う。

3. その他

- 許可を受けないで建設業を営んだ場合や正当な理由がないのに契約を分割した場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等、建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な適用に努めることとする。
- 処分又は指導を行った場合には、業者名の公表を行う等、悪質なりフォーム工事を行う無許可業者に関する情報開示を進めるよう努めることとする。